

所管課	監査委員事務局													
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策							
							その他の事業							
事業：監査事業										整理番号	0507			
目的	法令により定められた監査、検査及び審査を行う。													
目標	監査計画のもと、例月現金出納検査、決算・基金運用状況・財政健全化・経営健全化審査、定期監査、財政援助団体等監査、工事監査等を適正に実施する。													
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		3,636		コスト情報・評価	総コスト(千円)		21,502		総合評価	A		妥当性	A
	財源内訳	一般財源		3,636		事業費		3,636			効率性	A		
		国府支出金		0		人件費		17,866			有効性	A		
		地方債		0		公債費		0		監査実施結果を監査の概要としてまとめ、庁内での情報共有を図った。定期監査において現金等の取扱いについての現地監査の実施、例月現金出納検査の日程の追加など監査の充実が図れた。				
		その他特定財源		0		一人あたり(円)		193						
						世帯あたり(円)		455						
貢献度	施策に対する事業貢献度				根拠									
今後の方向性	市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、それらが公正で合理的かつ能率的に行われているかについて、監査委員が行う監査において適正に実施する。													

事業優先順位	1 細事業：監査事業										整理番号	01
目的	法令により定められた監査、検査及び審査を行う。											
目標	監査計画のもと、例月現金出納検査、決算・基金運用状況・財政健全化・経営健全化審査、定期監査、財政援助団体等監査、工事監査等を適正に実施する。											
事業実施主体	直営	事業開始年	昭和47年度以前	根拠法令	地方自治法等							
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比較	
	事業費(決算額)(千円)		3,636	3,865	-229		総コスト(千円)		21,502	21,146	356	
	財源内訳	一般財源		3,636	3,865		-229	事業費		3,636	3,865	-229
		国府支出金		0	0		0	人件費		17,866	17,281	585
		地方債		0	0		0	公債費		0	0	0
		その他特定財源		0	0		0	一人あたり(円)		193	187	6
				0				世帯あたり(円)		455	448	7
			0				職員数(人)		2.06	2.15	-0.09	
		0			再任用職員数(人)		1.04	0.10	0.94			
今後の方向性	市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、それらが公正で合理的かつ能率的に行われているかについて、監査委員が行う監査において適正に実施する。											
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	執行機関、財政的援助を与えている団体等							
	A	A	A									

事業：監査事業

監査計画のもと、例月現金出納検査、決算・基金運用状況・財政健全化・経営健全化審査、定期監査、財政援助団体等監査、工事監査等を適正に実施した。

細事業：監査事業

1. 監査等の執行状況

平成25年度の監査計画に基づき次の表のとおり監査を実施した。

なお、三日市都市開発株式会社を監査対象とした財政援助団体等監査は、監査委員事務局の事前調査を仰星監査法人に委託した。

(右写真は、事前調査を委託した三日市都市
開発株式会社の財政援助団体等監査の様子)



種別	時期	監査対象等
例月現金出納検査※	4月～3月	会計課・上下水道部
定期監査※	4月～5月	市民協働室
	8月～11月	会計課、市長公室及び総務部
	12月～3月	産業振興部及び環境共生部
	2月～3月	市民生活部人権推進室
決算審査※	6月～8月	公営企業会計、一般会計・特別会計、 基金の運用状況、財政健全化・経営健全化
随時監査※（工事監査）	9月～12月	教育推進部
財政援助団体等監査※	9月～2月	三日市都市開発株式会社
	12月～2月	公益財団法人河内長野市 勤労者福祉サービスセンター

※ 例月現金出納検査…地方自治法第235条の2の規定に基づき毎月1回、会計管理者等から提出された検査資料について、その計数を関係諸帳簿と照合確認するとともに、保管現金の確認を行う検査

※ 定期監査…地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行う監査

※ 決算審査…地方自治法第233条等に基づき決算について、決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が適正かつ効果的に行われているかなどの審査

※ 随時監査…地方自治法第199条第1項及び第5項に基づき定例監査を補完するうえで、監査委員が必要と認めるときに実施するもので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行う監査。

※ 財政援助団体等監査…地方自治法第199条第7項の規定に基づき市が財政的援助を与えている団体の出納その他の事務について行う監査

2. 会議・研修会への参加

河内南都市監査委員会定期総会・事務研究会（4月15日2人）、大阪府都市監査委員会定期総会・研修会（4月19日2人）、近畿地区都市監査委員会総会・研修会（5月24日1人）、全国都市監査委員会総会・研修会（8月29日3人）、河内南都市監査委員会委員・職員事務研究会（10月16日3人）及び北陸・東海・近畿三地区共催都市監査事務研修会（10月24日及び25日2人）に参加した。